

アダム・スミスの思想体系と その方法論

村尾勇之

序論 スミス研究の展望とその課題

スミスが亡くなったのは1790年であるから今年で176年たつことになる。そして、スミス研究は、今日まで、剩余価値学説史上の問題と社会思想史上の問題の二点からスミスへのアプローチが試みられてきた。名古屋大学・水田洋教授は、これを「第一は、スミスの社会観＝社会科学の全体性、実践性をまなびとることであり、第二は、スミスの資本主義分析を、資本主義そのものの発展にそって追求することである。」とされているが、さらに第一の問題を「第一に、産業資本家が階級として経済社会を代表するのは、どのようにしてであるか（産業資本の問題）、第二に、かれらによって代表される経済的な社会関係が、市民社会全体のきそであり代表であるとは、どのような意味であるか（三つの世界一道德、法、経済一の問題）、第三に、スミスがかかる市民社会を、総体として、客観的理論的に、しかも産業資本家の実践的立場からとらえたのは、どのようにしてであるか（理論と実践一経験と規範一の統一者としての自然法の問題）」^①の三点に整理されている。この第一の問題について示された三点は、いうまでもなく密接な関係をもつものであって、そのいずれに論点をしぼったにせよ、他の二点を論ずることなしに完全を期することはできない。また、第一の問題を扱う中において、原則的なものではあるが、古くは、ドイツ歴史学派によって提起せられた「アダム・スミス問題」^②、すなわち、『道徳感情論』では利他的人間、『国富論』においては利己的人間が、それぞれの立論の基礎におかれたところに生ずる二律背反を、どう解明するかという問題^③も、ついに、基本的命題として見落すことのできない問題点である。さらに、これも第一の問題と関連して、関西学院大学・大道安次郎教授が「アダム・スミスの自然法」^④の中で示された「近代自然法を尊重するスミスと歴史的方法を尊重するスミス」、この二人のスミスの関係を処理するための二つの方向も、明確な解答を必要とする視角であるといえよう。

「その一つは、自然法尊重のスミスと歴史的方法尊重のスミス、この二人のスミスを対立的にとらえようとする方向である。

その二は、この二人のスミスを統一的に一人のスミスとしてとらえようとする方向である。」

価値学説史上の問題については、マルクスの「剩余価値学説史」を基礎としたスミスからリカード、次でマルクスという系譜をもって、完結されたといってよいが、この場合、残され

た問題点は、スミスの価値論上の誤りがいかなるものであり、それがスミスの全体系を通して、どのようななかたちで投影されるに至ったか、またスミス理論のもつ有効性を、どのように限界づけたかを示すにあるといってよいであろう。

さて、私は、いまここにスミス研究の二つの流れについて、その問題とされるべき点を示したのであるが、わが国のスミス研究は、そうした中から、次に紹介するような問題意識をえ、それについての結論をえようとしているのである。それは、専修大学・内田義彦教授、「経済学の生誕」の中から、次の文章によって明らかにすることができる。

「これらのあたらしいスミス研究（イギリス市民社会形成史の一環としての一筆者註）が、第一の流れ、すなわち価値論＝剩余価値論の研究とまったく別切られていることを考へてもみよ。それは、さいきんの古典研究が価値論発展史という骨格をうしなって、ややともすれば、社会史あるいは社会思想史に収斂されてしまうといった傾向にもあらわれている。」ということ、そして「その学説（古典研究における）が、当時のブルジョアジーにとってかれらの当面の課題であるブルジョア的社会を建設してゆくうえにどういう実践的意義をもち、かかるものとしていかに有効であったかという問題」と「その理論が歴史＝社会体制認識の基礎科学としてどの程度に科学的有効性をになっていたかという問題」とが一諸ぐたにされ、そのため後者の問題が価値論の深みにまで充分切りこまれていない。そして、「この流れの研究が、戦後にいたっても依然として第一の流れとの交流を十分にはもつて至っていないことは、事実として指摘しなければならないであろう。」^⑤ こうしたスミスへのアプローチを示すものとして著書こそ異なるが同じ著者によってスミスは、「人間の行為の研究を深めながら、次第に市民社会における社会的、歴史的研究に下っていった主体的自然法^⑥ の流れは、スミスの手で客観的自然法^⑦ の発想とむすびつけられ、市民社会の経済学的分析をもつこととなつた」^⑧ と説明されているのであるが、これは、「道徳感情論」から「国富論」にかけて（すなわち、道徳的・法的・経済的思想を通して）一貫した方法論（つまり自然的な法）にもとづいて、スミス的人間性が把握されることを意味し、そのスミス的人間が、いかなる社会的・歴史的条件のもとにおいて成立するものであり、さらにはスミス的人間の行為が、いかなる客観的な（本人の意志となんらのかかわりもなく）結果を生みだすに至るのか、をみようとするものであった。しかもその客観的な結果としての市民社会を経済学的に分析することの課題を示しているといえるのである。

以上、述べたことによって明らかであるように、わが国のスミス研究は、基本的に二つの流れにそって行なわれてきた。

これを、いま一度、抽出した問題点を考慮しながら整理しておくことにしよう。第一の流れを、イギリス市民社会形成史の一環として、社会思想史の立場からスミスを把握することにおくなれば、まず原則的に、「道徳感情論」と「国富論」においてみられるスミス的人間像を統一的に理解すること。そして、スミス思想、すなわち道徳的思想、法的思想、経済的思想を対

象として、それを必然的、発展的、かつ統一的に把握し、そこに共通する方法論をみちびきだしながらスミス的世界観を確然とする、このことが、まずなされるべきさいしょの問題である。⑨

この研究がスミス研究の第一段階とするならば、こうしたスミス思想が、歴史的にみて近代自然法をその方法論として形成され、そこに科学を確立するに至ったことを、主体的自然法と客觀的自然法論理をもって裏付けていくことが、第二段階の問題である。われわれは、それを追求する過程の中で、近代自然法が、当時の歴史的状況の中でブルジョアジーの実践的要求の実現に、いかに役立ち、さらに、市民社会の客觀法則の認識にどのように有効であったかということ、そしてそれが、いかにきけんな形而上学的性格をもつものであったかを知ることになるであろう。第三の段階は、スミスがその立論の基礎においていた人間像が、どのような歴史的人間像であったのか、あるいは、歴史的な存在でなかったのか、という問題である。このことは、単にスミスの世界観が、形而上学的なものであるのかどうかに、決定的な結論を与えることになり、また、従ってスミスの歴史に対する姿勢（歴史観）を結論づけるのに重要な役割をはたすことにもなるのである。

私は、以上がスミス研究における基礎的な段階であると考える。そして、この成果の上にたって、スミスの思想、経済学説が、当時の市民社会建設に、どのような実践的意義と有効性をもつものであったかを、歴史的状況（事実）に即してみなければならぬと思う。これが第四の段階である。そして、最後に第五の段階として、スミス理論が歴史的に社会の体制を認識する理論として、どの程度の科学性をもっていたかを論じなければならない。ここでもっとも基本的な論点は、価値論にあるのであって、そのこと自体はマルクスによる資本主義の体制認識が価値論にあることを想起することで充分であると思う。そして、ここではスミスのもつ価値論の欠陥をばくろすることによって、スミス全体系への下降が行なわれなくてはならない。従って、この下降は、スミス思想全体の歴史的限界と有効性を明確に描きだすことになり、スミス立論の基礎とせられた人間像もその意味で、歴史的に規定せられたものとして浮びてくるわけである。こうした観点にたってみると、おのずとスミス経済学は、その位置づけをうけることになるのである。

第一の流れが、こうした段階的な研究として展開されることは、同時に、二つの流れとして提起せられたいま一つの流れが、その独自性を、すでに失っていることを教えている。すなわち、今日まで進められてきた第二の流れ、つまり価値学説史上の成果は、こうしたスミスの体系的理解の中へ吸収され、一体化されるべきものであったといえる。

スミス研究は、多くのすぐれた先人の手によって、大体においてこうしたところにきているのである。もちろん、ここにみられる整理は、それぞれの段階的区分になおかつ問題はあるであろうし、またそれぞれの段階の内部に対立や矛盾を含むことは、申すまでもないことである。しかし、ずさんなそしりは免れぬところであるが、大道安次郎教授「スミス経済学の系譜」、高島善哉教授「アダム・スミスの市民社会体系」、大河内一男教授「スミスとリストー

「経済倫理と経済理論一」を、代表的な基礎的段階の成果とし、その成果の水先案内の役割を、水田洋教授「アダム・スミス研究入門」に求め、さらに高められた問題意識を強烈に燃焼せしめたものが、内田義彦教授の「経済学の誕生」とするならば、体系的なスミス研究のパーセプティブはおおよそ、いまのべてきたところにおちつくといってよいのではなかろうか。

従って、今後のスミス研究は、こうした展望にもとづいて、それぞれをさらに精密化することと、その過程の中で、スミスそのものが、いかに克服されたかを明確につかみとり、今日の時代において、スミスにおいて否定されたものが、なおどのようななかたちで残されているかをばくろし、それによって少しでも歴史の足どりを早めるための努力に役立たせなくてはならない。そして、その反面において、スミスが今日の体制批判の科学として、その武器として、いかにすぐれたものを、いまなお、われわれに残しているかをみきわめ、その有効性を積極的に生かすという研究も忘れられてはならないものである。実際、こうした時論的な役割をはたすことにおいてこそ、まさにスミス研究の成果があるといえるのであり、またそれがスミスのわれわれに与えるもっとも重要な教訓といえるのではないだろうか。

私は、ひきつづいてつぎに、スミス研究の成果と展望の上にたって私なりのスミス体系にひそむ方法論をひきだしてみようと思う。なぜなら、これまでみられた研究は、スミス的思考を、近代自然法をもって説明することはあっても、方法論として、必ずしも正確に把握されているとはいがたいからである。内田教授が名づけられ、スミス世界解明の卓抜な方法として用いられた主体的自然法と客観的自然法の論理を、どのように立体的、有機的に結びつけるべきなのか、この点を課題として、以下スミス思想を考えてみることにしたい。

〔註〕

- ① 水田洋「アダム・スミス研究入門」 p.177.
- ② これについては、大河内一男教授「スミスとリスト」が詳しい。高島善哉教授も「アダム・スミスの市民社会体系」において「アダム・スミス問題」をとり上げることによって、スミス理解の教訓とされ、さらに高次の「アダム・スミス問題」を展開しておられる。
- ③ 歴史派は、自らの立論を正当化するために、『国富論』にみられるスミスを経済の歴史的発展段階の差異を無視した「万民主義」と「利己心」のみを経済活動の唯一の起動力とみなす「唯物主義」と批判した。従って、「同情」という利他的感情に重点をおいて、万般の人間活動を説明したと解した『道徳感情論』との間にみられる矛盾を、どう説明すべきかという問題に当面することになったのである。（大河内一男教授「スミスとリスト」による）
- ④ アダム・スミスの会／大河内一男編「アダム・スミスの味」
- ⑤ 内田義彦「経済学の誕生」 p.12.
- ⑥ ⑦ ⑧ 「国富論」水田洋訳、河出書房／内田義彦「解説」 p.451.
- ⑦ 主体的自然法一人間の性質の研究からそれに応じる自然的な法を見出そうという自然法の考え方をさす。

- ⑦ 客観的自然法—社会体の客観的な自然法則の研究を通じて自然な法を見出そうという自然法のいま一つの系譜をいう。
- ⑨ ここでは、さらにスミスにおいて、スミスの三つの世界が、どのような関連にたつものであるのか—いわゆる上向、下降の問題として一が、研究されねばならない。

第一節

「スミスの思想体系とその方法論」における問題意識

まず私が、ここで扱おうとする問題はなにかを、プランにそって、もう少し具体的に明らかにしておこう。

スミスが「道徳感情論」「グラスゴー講義」「国富論」を通じて、道徳的思想を基底とした法的思想、経済的思想の三つの世界をもち、それによって市民社会の思想が体系づけられることは、すでにのべたことで知られるように、従来のスミス研究のなかで明らかにされてきたことがらである。ここでは、これら三つの思想から方法論を抽出し、それらの方法論の有機的な結びつきと、そこにみられる一貫した方法論が、歴史的、具体的な社会（市民社会）に即応して、いかに実現されていったか、すなわち、市民社会を経済的な視野からとらえ、分析し、発展させるのにどう役立ったかということを方法論的にみようとするものである。

つまり、私が試みようとするものは、スミスによって、人間が主体的自然法を武器としてとらえられていることを示し、そして、この人間の行動原理がどのようなものであるのかをつかむことである（これがスミスの「作用原因」としての人間の説明に至る）。すなわち、道徳的世界にあっては、その行動が、その本性において「同感」という内在的な働きをへることによって、結果的に社会全体の調和、幸福な状態（「作用原因」にたいする「目的原因」）をつくりだすというその方法論を明らかにするわけである。法的世界においては「同感」が「正義」に、経済的世界においては「正義」が「便宜」に転化していく。その結果として形成された社会には、いかなる客観的法則が存在するのか。しかし、ここでは、そうして生れた社会を客観的自然法をもって、その客観的法則がどのようにあくされたについては扱わない。

第二節 道徳的思想

「アダム・スミス問題」が、ドイツの歴史学派によって提起されたのは、周知の如く、スミスの人間性の把握が「道徳感情論」と「国富論」において、まったく相対立する「利他的人間」と「利己的人間」とに分裂しているとみたことに起因するものであった。かれらによれば、スミス経済学は唯物主義の体系であり、従って当時、ようやく要求せられつつあった社会改良のために克服されるべき問題として映ったのである。もちろん、その後の研究で明らかに

されたように、「道徳感情論」の誤った理解に原因があったのであって、このことは、むしろスミスにおいては、そうした「利己的人間」の中に入間の倫理を見出すことがスミス自身の目的であったわけである。

すなわち、スミスは「道徳感情論」において、「人間をいかに利己的なものと想像してみても、なお明らかにその本性の中には、他人の幸運に興味を感じ、その幸運を傍観すること以外には、なんら利益のない場合にも他人の幸福が、かれに必要であるような原理が存在している。」^①とのべ、人間の本性が「利己的」なものであり、同時に「利他的」なものをも含むことを示している。またスミスは、人間をこうした二つの本性をもつものとしてとらえているのであるが、この人間が守るべきものとして三つの徳一慎慮・仁愛・正義一を「道徳感情論」の中であげている。それらの徳はスミスによれば「われわれ自身の幸福については慎重の徳が推挙せられるべきであって、他人の幸福については正義と仁愛の徳が推挙せられる」^②ものであり、「三徳の第一のものは元来われわれの利己的感情により、他の二者はわれわれの仁愛的感情に由来するものである」^③として、人間の本性との関連をもつものであった。しかし、ここでわれわれが注意しなければならぬ点は、人間の本性は、並列的なものとしてではなく、「人は疑いもなく、その本性からして、まず第一に、主としてかれらのことに関心をもつべきものとされている」^④というスミスのことばにあるように、利己的人間が、人間においてもっとも根源的な存在であり、このような利己的本能をもった人間によって社会は積極的に形成せられ、スミスはこの利己心を社会福祉の原動力としてとらえていたということである。しかし、スミスは、はたして利己心のみをもって社会全体の幸福を達成しうると考えたのであろうか。私たちは、いま一度、スミスが利己心とともに利他心を人間の本性としてとらえたことを考慮してみなければならない。そして、この二つの本能を「全知の神」が人類の幸福のための手段として与えたものという理神論的立場においてスミスは考えていたといえるのである。従って、人間社会は、利己的本能と利他的本能により、その調和するところに神の意図する人類の幸福が実現されるとされていた。では、その人類の幸福を実現するための調和とはいかかるものであろうか。私は、さきに利己的な幸福のためには慎重の徳が、また利他的幸福のためには仁愛および正義の徳がスミスによって推挙されたのをみたが、それは、利己心、利他心という二つの本能が道徳的に是認されてそうなるのである。ところで、それならば人間が二つの調和をはかり、道徳的世界をきずきあげていくとき、その道徳的判断はいかなる能力によって行なわれるのだろうか。つまり、道徳的判断の基準となるものがなければならない。それは、周知のものである「同感の原理」である。「同感の原理」は、利己心、利他心にもとづく行為の適宜さに徳性成立の基準を求める。そして、その判断は、行為者の行為、または感情に対して同胞人として共感する「傍観者」によって与えられるものであるが、それはさらに客観的な判断をうるために「事情に精通した公平な傍観者」の手にゆだねられる。このような「同感」とは傍観者が行為者の立場や感情に「入りこみ」「ついていく」ということ、つまり、相手方の

感情に自己の感情を移すことであるが、スミスはここで行為者の外部において「公平な傍観者」が行なうよりも客観的な判断をうるために、行為者自身の内部においても「仮想の公平なる傍観者一判断我」すなわち「胸の中なる人」「内なる人」を設定し、自身の行為を判断し、自己是認の確認を行なわせようとするのである。しかし、いずれにしても完全な客観化はなし得ないのであり、従ってスミスは傍観者を「半神」としてとらえ、さいごのよりどころを神に求めたのである。

けれどもスミスのいう、実際の社会生活における道徳は、「公平なる傍観者」「内なる人」による「同感の原理」に基づいた判断から経験的に確立されてくる「一般的規律」を基準とするものであって、これを遵守することによって「正義の徳」が成立してくるということである。そして、このようにして成立してくる「正義の徳」の支配する世界が、次節においてのべられる法的世界であり、そこでの利己的人間の行為を徳として成立せしめる基準を示すものなのである。

以上の一連の事柄—同感の原理—によって、スミスが道徳的世界においてあげた三つの徳性が、いかに是認され、いかなる位置を道徳的世界で占めるかが明らかにされたことと思うが、いま一度それをとり上げて説明しておきたい。すなわち、「慎重の徳」とは、利己的本能に由来するもので、「個人の健康、財産、地位および名声、すなわち、この世におけるかれの愉悦と幸福がもっぱら依存すると思われるところのものへの配慮」^⑤であり、それは利己的行為が適宜で、「公平なる傍観者」の同感をえて成立するところの徳であった。また、「仁愛・正義の徳」は、それぞそ利他的本能に基づいているが、「正義の徳」は「同感の原理」によって生じた「一般的規律」を遵守するところに成立し、社会的な秩序を維持する上に不可欠な大黒柱であって、現実的な生活において「慎重の徳」を成立せしめる条件であった。「仁愛の徳」は、同じように「同感の原理」によってその利他的行為が是認されるところに成立し、「推奨するにたるものであるが」「社会は相互的愛情なしにも、さまざまの商人間における如く、さまざまの人々の間にも成立しうる」^⑥ものであって、社会においては、単に装飾的存在にすぎないものである。

このようにスミスの思想体系における道徳的世界は、根源的な利己的人間をその基礎として、その行為を「同感の原理」によって徳性へと高めることによって、社会に調和をもたらし、社会的幸福を実現しようとするものであるが、このことは同時に、スミスの道徳的思想における論理を示す方法論がここにあることを物語っているのである。

註

① The Theory of Moral Sentiment, Bohn's Library edition, London 1907, p. 3.

② ③ M. S., p. 385.

④ M. S., p. 119.

⑤ M. S., p. 311.

⑥ M. S., p. 125.

第三節 法的思 想

前節で私は、スミスの道徳的思想において正義の徳がいかにして形成され、そして、それがその方法論においていかなる地位を占めるかということをみてきたが、スミスの法的思 想はかかる正義の原則の支配する領域として生れてきたものである。すなわち、ここにおいては、一般的規律を遵守するところに「正義の徳」（もはや、ここでは「同感」という一般的なものでなく）が発生し、それを遵守することによって利己心が「慎重の徳」となりうるのである。これまで私は、「正義の徳」について、「同感の原理」によって結果的に成立する徳性として他の徳性とともにみてきたのであるが、法的思 想を原理的に把握するため、いまここに三つに分けて考察するならば、それは、正義の規律の精確性、消極性および強制性となる。スミスはこれらについて、つきの如くのべている。まず第一に正義の規律の精確性とは「一般的規律が最大の正確さをもってあらゆる外的行為を規定する一つの徳がある。その徳は正義である。正義の規律は最高度の正確さをもち、なんらの例外または修正も許さない」^① ものであり、消極性について「単なる正義は、ほとんどの場合消極的な徳に過ぎずして、私たちをして隣人に害を加えないように禁じているに過ぎない」^② としている。また、強制性について、スミスは「正義の侵犯は人々が相互に決して認容しないであろうものであるから、行政長官はこの徳を強制するために国家権力を行使する必要にせまられる。この用心なくしては、市民社会は流血と無秩序の舞台となるだろう」^③ とこのことを説明しているのである。このように正義は社会を維持していくための大黒柱であり、それ故に国家によって強制されるべき性格をもっている。そして私有財産制度が認められ、不平等な社会にあって「正義の原則」は一層重要になるのであって正義の規律の具体的な対象となるものは、「個々人の人権 および生命の保護、財産の安全、および個人的権利の保全」を中心とするものなのである。従って、正義にもとづくスミスの法的世界は厳密、精確なる法則の支配をうけるのであって、それゆえに、体系上、ないしは方法論的に道徳的世界に包含されるべき内容をもつにもかかわらず、スミスの思想体系にあっては一つの独立した存在となるのである。だから当然、道徳的世界では「利己心——同感——社会全体の幸福」として方法論が原理をなすのであるが、ここでの方法論は「利己心——正義——社会全体の幸福」として、求められなければならないわけである。

以上、私は、第二節のこれまでにおいて、スミスの思想体系をかたちずくる道徳的思想と法的思 想について、一貫した方法論のもとにそれらが説明されるものであることを示してきた。ここにみられる方法論は、主として、「道徳感情論」と「グラスゴー講義」においてのべられているものであるが、こうしたスミスの考えは、当時のイギリス市民社会がスミスにおいて重商主義批判の結果、るべき姿を示す原理として、いかに基本的なものであったかを暗示している。それについては、以下、順をおって説明されるが、それはスミスの「國富論」において

明らかにされる問題なのである。しかし、「道徳感情論」のさいごの一編で私たちは、従来の道徳哲学体系の批判として、方法論的に、法的思潮の中で重商主義の法理論に対する批判を見ることがある。④

スミスはここで自然法、または正義の基準はいかに規定すべきであるかということを明らかにしている。それについてスミスは、実定法による実証的な研究の不完全さを「ある場合にはいわゆる国家の憲法が、いかえるならば政府の利害関係が、またある場合には、政府を専制政治化した人々からなる特定の階級の利害関係が、その国の実定法を自然的正義が制定すべきはずの人々から歪曲」^⑤ している点に求めながら、しかもそうした実定法は、それぞれの社会における正義と自然法にもとづいた準則が含まれたものとして、「歴史的な発展とともに厳密に規定されるのだ」といっている。

しかし、スミスがここでとくにのべようとしたことは、こうして成立してきた正義が、なんのために遵守されるべきものであり、なぜ、国家なる力によって強制されるべきものであるかということについてであった。すなわち、前に私は正義が「社会を維持していくための大黒柱である」とのべたが、問題は、そうした意味をもつ正義が、社会全体の効用=利益のために国家の権力をもって強制されるべきであるか、個人の保全に対する必要性の範囲にとどめるべきかという点にかかっている。

それを説明するスミスの方法論は、つぎに示すように明快である。スミスは「作用原因」「目的原因」ということをいっている。たとえば、「動物の運動や組織はなんのためにあるか」ということに対して、「食物を消化し、血液を循環させる」——作用原因——を答えとし、その結果として「動物の生活は維持される」——目的原因——ものであるというのである。スミスはこの方法論をもって、全体に対する効用が正義の根源であるとした重商主義の法理論、ヒュームの法理論に対して批判を加えている。すなわち社会的な効用、つまり利益のために正義が守られるとするのは、作用原因と目的原因とを混同しているからである。正義が國家の力によって強制されることとは、作用原因から説明されねばならぬが、ヒュームの法理論では目的原因から説明されている。つまりそれは「直接に他人の生命、財産に対して加えられる危害」の観点から説明されねばならないとしているのである。スミスは「道徳感情論」の中で「個人に対するわれわれの関心は、全体に対するわれわれの関心からは起らない。……全体に対するわれわれの関心は、その全体を構成している。それぞれに異なる個人に対して、われわれが感ずる個人の関心から合成され、でき上っている」^⑥ とも述べているのであって、スミスによれば、こういう立場にたってこそ、個人に加えられた侵害のみが、人々の自然な正義感に反し、それに対する国家の処罰が人々の同感をうるものとなるのである。

さて私は、今までのところにおいて、スミスの経済的世界、法的世界を通じて、その方法論の中でつねに主体となっていた人間を、神によって与えられた二つの本能、すなわち利己心、利他心のうち、より根源的に社会の構成原子となる利己的本能をもった人間として、とり

上げてきたにすぎなかった。そして、それは道徳的思想一方法論においては、「同感の原理」の媒介をへ、法的思想一方法論においては「正義の原理」を通すことによって道徳的是認をうけ、一つの徳、つまり慎重の徳となりうるものであった。しかし、内田教授が「経済学の生誕」において、方法論的に重商主義法理論の批判において示された論理は、こうしたスミス思想の主体をなす人間がいかなるものであるかを解明するのに、すぐれた体系的（方法論的）理解の手段としてきわめて効果的である。では、こうした前提においてスミスのとらえていた人間は、どのようなものであったかを、この観点から考察しておくことにしよう。ここにもスミスの主体的自然法にもとづく人間の行動原理が適確に描かれているのである。

スミスは個人の幸福について、「幸福は平安と享楽とからなりたっている。平安がなければ享楽はありえない。そして完全な平安があるところではなにごとも享楽ならざるはない」^⑦とのべているが、「人間の自然的な普通の状態」においては、前にものべたように健康、財産、地位（名声）が「自然的順序」として幸福を規定しているのである。^⑧ ということは、スミスに従うならば、社会的人間が自然の指示・導きにもとづいて行動するなら、個人の幸福は、自然的順序に従って、自然的秩序が「目的を達するための手段」として求めていくところに達成されるはずであるが、しかし、社会の運動の原動力を形成する人間は、これを倒錯して「手段」を「自己目的」として追求するのである。^⑨ すなわち「なんらかの便宜、または快楽がえられるように、もろもろの手段を適確に調整しておくことの方が、しばしば便宜もしくは快樂そのものよりも重要視せられる」^⑩ とスミスはいっているのであって、これによるなら、「個人の幸福」のためには「地位の向上」、「地位の向上」のためには「富」が、それぞれ自己目的となり、最終的に、スミスの論理に従えば「大きくなるに従って健康ではなく富」^⑪ が自己目的となって現われるのである。スミスは、このように人間が社会において現象するかぎり、自然的秩序を倒錯して行動するものであることを指摘しているのである。すなわち「作用原因」としての人間が、実際にはなにを自己目的としているかが、ここで明らかにされたといえるのである。私は第二節において、利己的本能にもとづく配慮が「慎重の徳」であることをのべたのであるが、こうした人間の行動原理は、スミスのとらえた方法論によれば、以上の如きものであったのである。そして、このような行動原理に従うものとしてスミス思想の基礎にすえられた利己的人間が、経済的世界において、経済人＝ホモ・エコノミストとして現象することは、充分に想像されるところである。

スミスは、以上のべた二つの世界において「同感の原理」をまた「正義の原理」によって社会的行動の主体としての利己的人間を徳への途に導き、そこに「慎重の徳」を成立せしめ、社会的利益との一致を予想し、そこに方法論をつくりだしたのであるが、いまここにのべたように、「何故正義は遵守されねばならぬか」という問題のもとに展開された観点から明らかのように、利己的人間は「作用原因」として、社会的効用＝利益は「目的原因」として現象し、方法論が与えられることになったわけなのである。

このように、スミスの法的思想は、道徳的思想を基盤としながら一貫した方法論を法的世界で形成し、それを貫くことによって、うちに重商主義法理論に対する批判を秘めつつ、その中で時論的な形で方法論を適用していったのである。

註

- ① M. S., p. 249.
- ② M. S., p. 250.
- ③ M. S., p. 501.
- ④ これについては、内田義彦教授「経済学の生誕」（106～117頁）に詳細にわたってのべられているが、従来のスミス研究では、このような方法論的な指摘が行なわれておらず、その意味で非常に参考になったことを記しておく。
- ⑤ M. S., p. 609.
- ⑥ M. S., p. 152.
- ⑦ M. S., p. 209.
- ⑧ M. S., p. 311.
- ⑨ 内田、p. 120.
- ⑩ M. S., p. 310.
- ⑪ M. S., p. 119.

第四節 経済的思想

(1) 経済的思想の形成とその課題

スミスの思想体系の一応の帰結として経済的思想をとりあげるとき、道徳的思想を基盤に展開された法的思想は、スミスの経済学の中で、どのようにその内容が展開されたか、つまり方法論をもっていたかということを私たちはどうしても考えなければならない。このことについてのべる前に、私はこれまでのべてきた道徳的、法的思想について検討を加えることによって、スミスの思想体系全体が、いかなる関連において三つの世界をもったかをみ、経済的思想のもつ意義をつかんでみたいと思うのである。この節においてのべられる経済的思想とは、道徳的思想・法的思想におけるような抽象的・理念的なものではない。なぜなら、それはあくまでも「経済人」を思想の基底として、具体的な物的富を追求しようとする歴史的かつ具体的に現象する社会を対象とした思想であるからである。むろんスミスの思想全体が17世紀から18世紀にかけての市民社会を背景にして成立してきたものであり、道徳的、法的思想からそうした歴史的必然性を除外することはできることではない。しかし、とくにかれの基盤をなす道徳的思想は、それ自体人間把握において自然法的構想——形而上学的色彩をもっているということは否めない事実である。（そして、この点については、高島教授ものべられているように、経

済からの下降によってはじめて決定的に形而上学からの離脱が可能になると思われる。) それは、すでに今まで問題にしてきたように、スミスの人間把握とそれによる方法論において充分理解しうることがらではあるまいか。つぎに、私はこのことについてのべながら、スミスの経済的思想が思想体系の中での位置をしめるかということを問題にしてみたいと思う。

スミスの思想体系は、基本的な認識方法として自然法をその根拠として、道徳的思想に基いて一般的な思想が展開された。それは、「利己心、利他心」という本能をもつ人間の把握の仕方、またそうした人間の行為が「公平なる傍観者」による「同感」によって、「慎重の徳・仁愛の徳・正義の徳」が成立し、理神論的にそうした徳性として成立した人間の行為が、社会的福祉と一致するという方法論の中に明確に示されている。そして、さらに道徳的思想は自然法的認識を法的思想へもちこむ。つまり、道徳的思想における「同感の原理」は、道徳的是認が一般的規律として一つの経験的法則を生みだすのであって、それが、法的世界における「正義の原理」となるのである。これは今まで第二・三節で私がのべてきた事柄であるが、そこでもみられるのは、自然法を基礎とした客觀法則ならびに形而上学の形成過程ではないだろうか。

しかしながら、スミスの思想体系の生成過程を、単に自然法を基底として觀念的にのみとりあげることは正しいとはいえない。むしろ、ここでは、内田教授がスミス研究の課題としてのべられているところの、イギリス市民社会形成史の一環としてのスミス——「その学説が当時のブルジョアジーにとって、かれらの当面の課題たるブルジョア的社会を建設していく上にどういう実践的意義をもち、かかるものとしていかに有効であったか、という問題」^①——と、価値論形成におけるスミス——「その理論が歴史=社会体制認識の基礎科学として、どの程度に科学的有効性をになっていたかという問題」^②——とを、この道徳的・法的思想の中にもとめるべきではないか。つまり、私はスミスの思想体系が、道徳的思想から法的思想へと展開される過程の中において（自然法的な人間把握から方法論の形成という）その段階と内容に応じて、時論的課題を果していたと考えるのである。それについては、「道徳感情論」「グラスゴー講義」の中に、社会的誤りに対する批判的論述として数多くみることができるし、とくに「国富論」において、それは二つの課題をまったく融和合一したかたちで、私たちの前に現れているのであるから問題はないであろう。このような事実に基づいて、私は、スミスの思想が当時の歴史的現実をつねにみすえながら、思想体系を、道徳的思想、法的思想、さらに経済的思想に発展、展開されたことを認めたいのである。

そして、以上の如き自然法的発想をもつスミス思想は、なお形而上学化という一面を残しながら、市民社会という歴史的・具体的な社会（この場合には、封建的残滓と重商主義的傾向をもった）への批判というかたち（前節においても示した、法的立場からの重商主義批判）をとりつつ客觀化され、貫徹されていくのであるが、それはスミスの経済的思想へ展開されることによってはじめて現実に「歴史=社会体制認識の基礎科学」として、またイギリス市民社会を

形成するための有効性をもつ思想として、客觀化され、形而上学的性格をもちうるものということができるのである。それは、スミス経済思想がそこに形成され、その思想そのものが現実の歴史的要求に応えるものであるからである。一方において、スミスの思想は、思想の内部において理論的に社会科学として展開され、一方において現実の歴史的発展過程の中からの必然的要求に応える——というこの二つのメント、このことが現実に一致したところにスミスの経済思想があるということができると思う。そしてまた、それは、スミスが歴史的現実をしつかりみすえながらかれの思想を体系化したところにスミス経済学の優越性があるともいえよう。こうした意味をもつスミスの経済学は、かれの著書「国富論」に具体的に示されているが、その第一編・第二編・第三編において、経済学としての客觀的法則が理論化され、それを基礎として第四編の重商主義批判が、経済政策上の観点からとり上げられるというかたちをとつて現われているのである。

(2) 方法論—その基礎としての「経済人」

では、このような意図をもって展開されるスミスの経済的思想は、いかなる方法論に基づいたものであるかということを、つぎに考察することにしよう。私は前節において、法的思想の主体をなす利己的人間が、個人の幸福のための行動原理として富の獲得を自己目的とすることをのべた。そして利己的人間が経済的世界において富を自己目的として追求していくところに、スミスのいわゆる「商業社会」が形成されるわけである。大道安次郎教授は、スミスが「国富論」において、経済人をいかに規定しているかについて、つぎのようにスミスのことばを引用されている。すなわち、

1. 「すべての人が自己の境遇をよりよくせんと絶えずなしつつある人間本来の努力」^④、すなわち、自己の境遇を改善しようとする欲求
2. 「私たちの境遇を改善せんとする欲求、それは、一般に平静にしてかつ沈着、しかも母の胎内から私たちとともに来り、かつ死に至るまで沈してはなることなき欲求」^⑤——人間性の本源的なもの。
3. 「人が自己の境遇を改善せんとする一様不変、かつたえざる努力、それは公共の国民の、ならびに私人の富裕がそれより本源的に生じ来れる根本原理である」^⑥——社会的富裕の原動力。

このような「経済人」としてスミスの規定をうけた人間は、他人よりもまず自分自身について慎重となる人間であって、そのためには「人間の性質の本来の原理の一つ」^⑦である「物を他の物と取引し、交換し、交易する傾向」^⑧を有するのであり、それに基づいて「この分業なるものは、もともとそれがもたらすところの一般的富裕を予見して、それをえんとする人智の結果ではない。それはそういう広汎なる利益をまったく眼中におかない人間の性質における一つの傾向からすこぶるかんまんにして、かつ漸進的ではあるが、しかし必然的に生じた結果」^⑨な

のである。つまり、これによってわかるように、スミスは利己的人間の一つの性向を交換物としてとらえ、そこに分業が成立する原因と考えて、そこから経済行為を説明しようとしているのである。従って経済行為においては利己心に発した交換欲が基礎におかれているのであって、「交換を行なうに当って、一方相手の利己心に訴えるとともに、他方交換を行なうことによって自己の利己心を満足させるのである。交換欲を満足させるということは、とりもなおさず利己心を満足せんがために他ならぬ」^⑩のであり、商業社会成立に至る、もっとも原始的原型をここにみることができる。従って、以上のべたように、経済人がいかなるものであるかは明らかであり、それは「利己心に導かれて交換を行なう人間」ということができるであろう。

スミスの経済的思想における経済人については、むろんこれだけで充分なわけではない。それは、スミスの今までのべてきた道徳的世界、法的世界における利己的人間との関連においてとらえられなければならないし、同時に経済的思想の中にある方法論の立場から考察されねばならない。しかし、この経済人が、客観的、形而上学的に把握されるとするならば、そのときの歴史的条件、またそこからの必然的要求に応えるものでなければならない。

これらについては順次説明を加えるものとして、これまで私は、道徳的世界においても法的世界においても、「利己的人間」に基づく行為が社会的利益=効用と一致するという、この二つの関係を通じて、それぞれの思想を解明するための方法論が形成されるとしてきたのであるが、それはいずれの場合においても、利己的行為が「同感の原理」あるいは「正義の法」によって道徳的認をうけてきたからであって、そこに方法論は成立しえたのである。しかば、経済的世界において、それはいかなる過程をへることによって方法論を確立するのか。では、利己的行為は、いかなる社会的効用=利益と一致することによって道徳的認をうけるのであろうか。

(3) 方法論—「経済人」が結果としてつくりだす「社会的利益」とはなにか

「富とはなにか、社会的利益=効用とは何か、それはいかなる過程をへて求められるか」ということがこれから課題である。

財産、つまり富が個人の幸福をもたらし、利己的人間が富の獲得を自己目的とすることについてはすでにのべた。そして、こうした個人が社会を構成するものであり、その行為は社会の構成原理であった。また、大道教授によれば、「ところで、かかる個人と社会との関係は、個人が社会の子として、すべて同等的にとらえられていること、そしてすべての個人の欲望が同じ方向に向っており、個人と社会とが同質的なものであるから、個人の集合が社会となるということを前提として認めていなければならない。しかし、かかることが認められるためには、一定の社会的条件が必要である。……そこになんらかの階級的秩序があることが必要である。階級的秩序の中心に位する社会が他の社会を全体として秩序づけ、同じ方向に向いているから

である。いわば支配的社會が社會全体を秩序づけているのである」^⑩ というわけであり、それでなければ「個人の福祉の合計が、社會の福祉とはなりえないであろう」^⑪とのべておられる。ここで理解できることは、個人の幸福は、一定の条件の下にあってはじめて社會的幸福＝福祉、すなわち本項のはじめに提起した社會的利益＝効用となりうるということなのである。

私は、この前提にたって富の概念についてのべたいと思う。それは、個人的な幸福をもたらす富は社會の利益のための富であるということである。これについてスミスののべていることをきこう。スミスは「國富論」の第一編において、「すべての國民の年々の労働は、本来その國民が年々消費するところのあらゆる生活の必需品と便益品とを供給する資源であって、その必需品と便益品とは、この労働の直接の生産物であるか、あるいはその生産物をもって他國民から購入した物である。」^⑫といつてはいる。つまりこれで理解できるように土地と労働の中、まず「あらゆる國民の年々の労働」がもっぱら生活の必要品と便宜品生産の基礎として考えられながら、「真実の富、すなわち社會の土地及び労働の年生産期物」^⑬が富の内容をなすとしているのである。スミスは、このように真実の富を規定し、これを基点として「國富論」を開拓していく。第一編では、商業社會における原基的形態——自然と人間との素材転換——についてのべ、それが資本主義社會においてどう現出し、富生産力の増大がとげられるのか、またそれに応じた所得形成は、どうなるのかということ、第二編では、その基礎をなす分業労働がなにを条件にして行なわれ社會的総労働を形成していくのか、という問題をもとにして、「資材の性質・蓄積および用途」についてのべ、その程度が生産力増大にいかに役立つかをのべている。第三編においては、第二編でのべられた、蓄積された資本はいかに投じられるべきか、という問題がとり扱われている。すなわち、スミスは各國の經濟史を比較検討し、そこで富裕の増大が阻害されている事情を「ゆがんだ市場構造」に求め、市場關係成立期を中心にして資本投下の自然的順序——すなわち、農・工・商という——について解明し、重商主義政策の誤りを指摘している。そしてスミスの主張する市場の自然的な形成は、諸國民の富の増大の早さを決定する、つまり、それは富裕の基礎であり、外國市場をめぐる帝国主義戦争の危機を解消するものであることを示しているのである。第四編は「國富論」を一貫しての基礎理論である一編、二編、三編、すなわち個人的な幸福が社會的な富裕によってもたらされるという經濟思想とその方法論が理論的に示された「歴史＝社會体制認識の基礎科学」を基礎とする經濟政策上の問題、つまり重商主義批判が徹底して行なわれている。

以上、いささか廣汎な「國富論」の主調にふれたが、結局、私は「國富論」での終局的課題である重商主義批判が、どのような真実の富の把握に基づいているのか、ということを「國富論」を通して知つておきたかったからである。

スミスによってとらえられた真実の富は、重商主義の下においては、金銀貨幣が富として資本家的につかまえられていたのであり、そうした考えが、貿易均衡論と國家による外國市場確保のための独占的商人・製造業者に対する保護政策をつくりだしたのである。資本の運動は流

通過過程においてG—W—G'をして現象し、そこにおいては貨幣的富が追求されていたのである。このような重商主義における富概念が、すでに述べたように「年々の労働の生産物」である「生活の必需品・便益品」というスミスの考えによってスミスの批判をうけたことになったのであって、ここに流通過程から生産過程へ、富の生産過程は移されたのである。

この間の事情について、第四編のはじめで重商主義の誤った富の把握を批判して、スミスはつぎのようにいっている。「世には貿易上の収支と別の均衡があり、その均衡が有利となり、不利となるに従って一国民の榮枯盛衰が必然的に示される。年々の生産物の交換価値が年々の消費のそれを超過するならば、この超過の度に応じて、その社会の資本は年々に増加するにちがいない。この場合においては、その社会はその収入の範囲内において生活し、その収入の中から年々に貯蓄されるのは、自然的にその資本の中に加えられて、年々の生産物をなお一層増すために用いられるのである。」^⑩

利己的人間が富を自己目的として追求していく途がどんなものであり、その帰結がいかなるものであったかは、以上によって明らかであると思う。スミスによれば、個人にとっての富は「労働の生産物」としての「生活の必需品・便益品」であり、分業労働に基づく自然的社会からの一定の生産関係によって生みだされるものである。またそれらの富によって富裕の程度は決定され、その増大は社会的な利益であり、個人の幸福と合致するというものであった。そして、このことは、重商主義の富の把握に対置されたかたちでスミスによって主張されたわけである。だが、これをもって、個人の幸福と社会的利益=福祉は一致し、こうした人間の行為が徳性となりうるといえるのだろうか。

(4) 「作用原因」と「目的原因」を一致させる条件

—「経済人」は歴史的=階級的存在でなくてはならない

経済的世界における利己的人間、すなわち経済人は、その行為によって結果的に社会的富裕をもたらす——つまり、そのことによって、道徳的是認をうけるのであって、利己的人間の「徳への途」は「富への途」に通じるのである。ところで、この節のはじめの部分において述べたように道徳的思想・法的思想が、それ自体、客観的法則となり、形而上学的性格をもつためには、一つの前提があった。すなわち、それら思想の発展的内容をもつ経済思想は、歴史的要求に応えるものでなければならない。この意味で、スミスが経済人をいかなるものとしてとらえたかが考察されねばならない。このことは、さきの大道教授の引用の中にあるように、「個人の福祉の合計が社会の福祉」となるためには、「階級的秩序の中心に位する社会が他の社会を全体として秩序づけ同じ方向」に向いていなければならないということにもなろう。いずれにしろ歴史的観点をはなれることはできないのである。

それではスミスは、歴史的主体、新しい社会層を、どのように考えていたのであろうか。「道徳感情論」におけるスミスは、それを「中等ならびに下層階級」に求めている。そしてこ

の階級における「徳への途」は、正直、勤勉、節約の結果としての「富への途」に通じるのである。すなわち、スミスは「中等ならびに下層階級においては徳への途、富への途、すなわち、すくなくともかような地位におかれた人々が当然にえんと期待しうるような富への途とは幸いにも多くの場合、ほとんど同一である。……このような事情の下においては、従って、われわれは一般的に相当な程度の徳性を期待して差支えないものである。しかして社会の善良なる習慣にとって幸いなことに、これが人類の大部分にとっての情況なのである。」^⑩と「道徳感情論」にのべているのであるが、このことからわかるように、歴史的発展を阻害し、物的な生産力の増大を妨げるのは、社会の「上流階級」であった。スミスは、「上流階級にあっては、不幸なことに事態は必ずしも常に同様ではない。王侯の宮廷や貴顯の客室においては、成功と登庸とは有能にして事情に通せる同僚の尊敬によらず、無智、不遜にして而も尊大な上官の気儘なバカバカしさと恩寵によるものである。阿諛と愚昧もまた、しばしば功績と能力に打勝つ。かような社会においては、歓心を買わんとする能力の方が奉仕せんとする能力よりも一層よく認められる。」^⑪とのべ、この上流階級の「富への途」は多くは道徳的頽廃と結びつくものとして、これを批判しているのである。

同じことは「国富論」においてもいえるのであって、スミスは「徳への途」が「富への途」に一致するものとして「道徳感情論」では「中等ならびに下層階級」をあげているが、スミスは、これに對立する階級として、ここでは独占的な商人、製造業者をあげている。スミスは、重商主義時代の階級が社会全体の利害といかなる関係に立つかについて、「かれの雇主たちは第三の階級をなす、利潤によって生活する人々の階級これである。あらゆる社会の有用労働の大部分を動かすものは、利潤獲得のために使われる資本である。この資本を使用する人の計画と目論見とが労働のもっとも重要な作業のすべてを規定し、かつ指揮する。そしてそれ等の計画と目論見とが目指す目標は利潤である。しかるに、利潤の率は、地代および賃金とは異って、社会の繁栄につれて上り、その衰退につれて下るものではないのである。これに反して、それは自然的に富国において低く、貧国において高く、そしてそれはもっとも迅速に滅亡しつつある国においてもっとも高いことが常である。それ故に、この第三階級の利害と社会の一般的利害との関連は前二者のそれとは同一ではない」^⑫とのべている。つまり、ここでの第三階級は、「排他的特権的な商人・製造業者」をさしており、かれらの営利活動は社会全体の利益と一致しないのである。賃金・地代の所得が、この場合、国民的消費能力であり、国内市場の形成要素であるにも抱らず、重商主義批判に現れる商人、製造業者は独占的利潤をうるために国内市場を犠牲にして、外国市場が対象だったのである。スミスは、これを生産者および消費者の利益として考え、「消費は一切の生産の唯一の目標であり、目的である。生産者の利益は、ただ消費者の利益を増進するに必要な範囲においてのみ顧慮せらるべきである。この公理は自明であり、あえて証明を必要としない。しかしに、重商主義においては、消費者の利益は、ほとんど不斷に、生産者のそれの犠牲に供せられている。そしてそれは、消費ではなくし

て、生産をもって一切の産業および商業の究極の目標および目的であると考えているように思われる」^⑩ と説明している。

これを通してまとめたなら、スミスが「第三階級」といい「生産者」というのは、独占化され、ギルド化された部分的な商人・製造業者なのであって、同じ生産的階級でも、スミスが新たな徳性として認めている「生産者」——また「道徳感情論」では「中等ならびに下層階級」——は、近代的市民社会では産業資本家として、さきほどの引用における地代・賃金の所得者——「中等ならびに下層階級」——と一括され、その「富への途」は「徳への途」となりうるもので、これらはいずれも「社会全体の利害」「国内市場の利益」また「消費者の利益」に一致するものであったのである。

(5) 「経済人」とその歴史的条件

さて私たちは、上述の如く、道徳的は認をうけるべき利己的人間が、いかなる階級であるかをみた。それは「中等ならびに下層階級」であり、いわゆる産業資本家、賃金労働者、土地所有者たちであった。これらが当時の歴史的段階における富裕のために、必然的に要求された主体であったのである。事実、当時の歴史的段階に至る前の重商主義、前期的商業資本の時代、すなわち16世紀の半ばから18世紀の初期にかけての時代は、本来的なマニュファクチュアの時代といわれ、原始的蓄積の過程にあったのであり、その過程において、封建社会から解放された自由・独立の小生産者の両極分解が強行せられつつ、生産手段は直接生産者の手から奪いされ、生産者は資本家の前には、単に労働力商品の提供者として現象し、産業資本の下に資本制生産が確立せられようとしていたのである。アダム・スミスの時代は、藤塚氏によるならば「産業資本が資本の支配的形態となりつつあったが、他面ではまた、『本来のマニュファクチュア時代』の末期にふさわしく、本来の資本主義的関係とならんで、かつからみあって、従来の商業資本による問屋制的支配が広汎に残っており、また独立的ないし、半独立的な小生産者層も広く生産の部面に支配的に残っていた。そして当時の重商主義政策は『製造業者』（産業資本）の政策でもあったが、直接的には当時の資本の支配的形態たる『商業資本』の政策^⑪ の時代なのであって、国家の保護による資本制生産の条件がつくられてはいたのだが、資本制生産がすすむにつれて生産過程は自律化し、価値法則の基礎の上にたった再生産のための前提条件を自らの手でつくりつつある時代で、国家的な保護政策はかえって、生産力の発展を阻害するものでしかなくなってきた時代であったのである。

ここにスミスの歴史的基盤をみることができるのであるが、重商主義批判において、スミスは、今までのべたような、そうした歴史的背景の中から生れた必然的な要求として、新しい階級的利己心を把握していたということができる。「上流階級」という不生産的階級、また、独占的な保護を与えていた商人、製造業者への批判は、また「国富論」における批判の対象が、絶対主義的な王候、貴族といった旧地主の特権的利己心へ、そしてさらに名誉革命を遂

行したもの、しかし「国家理性」「公共的利益」という立場から、独占的特権をえた商人、製造業者へ向けられていたことはもはや明らかであろう。

(6) そして経済的世界は自律化する

以上述べたようにスミスの経済的思想は、経済人を基礎として、等価交換の法則という正義の原則を基礎として、利益を自己目的として実現していくところに成立するのであるが、それは、利己的人間のすべてに道徳的承認を与えるものではなかった。階級的利己心の上にたってはじめて経済人の「富への途」は「徳への途」に一致し、そこにスミスの方法論の存在が確立される根拠が示されるのであるが、それはまた、上述のような歴史的な必然的要求に即応することによって、客觀化、形而上学化への途をたどり、ひとまず方法論は完成せられることになるのである。そしてそれは、さらに歴史的な発展過程の中で、産業資本家を中心とした自律化が促進されることによって、法的「正義の原則」からの支配を脱し、国家によって法的には、単に所有権をのみ保護されるところに成立する経済的世界として自律化しうる状態に発展するのである。そして、このことは同時に、スミスの経済的思想が、ただたんに道徳的思想・法的思想の発展的結果として現象するのではなく、経済的思想そのものが自律化し、逆に、それによって道徳的思想・法的思想を規律する段階へ引き上げることを意味しているのである。

そして、ここでこの問題を原理的にとらえた高島教授の説明をみることにしよう。その前にキャナン教授が「国富論」序文の中で、スミス「国富論」が、かかるまでのいきさつをのべた中の一文、すなわち、グラスゴー講義の聴講生ミラーのことばをあげておこう。

「その講義の最後の部分でスミス氏は正義の原則に基づかず、便宜の原則に基づき、かつ一國家の富と、力と、繁栄との増進を期する政治的諸制規を検討した。この見地の下に氏は商業、財政、宗教的および軍事的諸施設に関する政治上の諸制度を考察した。スミスがこれらの論題についてのべたことは、その後スミスが『国富論』という表題で発表した著書の内容を示すものであった。」

また、さらにこれにもとづいて高島教授はつきのように説明されている。すなわち「グラスゴー講義」から引用された法的、統治の世界における「清潔と保安」の問題は、低廉または、豊富の確保、換言すれば経済的繁栄の樹立によって解決されるものであった。「従って経済的世界は、便宜の原則が支配する領域として、正義の原則が支配する法および統治の世界から区別されることができたのである。」^④ そして、このような「便宜の原則」の支配する経済的世界は、徳性の主体である人間が機械的なアトムとなって全体としての正義を実現するのであるから、徳性あるいは正義といえども、義務意識・強制力をもつものではない^⑤、と経済的世界を説明され、結論として、「スミスにおける三つの世界は、結局、道徳的世界において最後の統一を見出しており……それにもかかわらず、しかもスミスが市民社会の現実感に徹し、社会生活の実相によく精通すればするほど三つの世界の序列が顛倒して、仁恵はいわば正義の装飾

物となり、保守はいわば豊富の函数となるというように、経済的世界ならびに『国富論』がいま明らかにしたような意味で三位一体の頂点に君臨するかのような結果となってきたことである」^⑩とのべられ、スミスの思想体系をなす三つの思想の関連をとかれている。

スミスは歴史的主体を「中等ならびに下層階級」すなわち、産業資本家、賃金労働者、土地所有者としてとらえた。それは、歴史の必然的な要求の結果としての経済人であった。そして、スミスによって理論的に体系づけられた商業社会は、資本主義生産の自律的段階での歴史過程に即応しており、その故にスミスは重商主義を批判したのである。が、その結果、こうした内容を包含したスミスの経済的思想は、その思想体系において道徳が法を媒介として経済へという展開過程を通じて生まれたのに対し、逆に経済的思想をもって道徳的思想を規定する必要をもつに至るのである。

(7) 「見えざる手」の論理

私は、以上、経済的思想とその方法論が、いかに形成されるのか、という問題意識の下でその形成要素——「経済人」「富と社会全体の利益」「歴史的発展と歴史的主体」——についてのべてきたが、いま一つ、こうした経済的思想、方法論形成のための要件として、またそれが客観的なものであり、形而上学的性格をもつに至ったことについてのスミスの論理をのべなければならない。それは「経済人」としての利己的行為を、「富への途」から「徳への途」へ導いて道徳的に是認し、それが社会的利益と一致するというスミスの方法論をつくりだすことである。それは、かの有名な「見えざる手」の原理であり、形而上学であって、スミスの理神論的立場が、それをスミスに見出さしめたといえよう。

では、この「見えざる手」の形而上学を基礎づけている理神論とはなにか。スミスは、これをまた、いかに理解していたかを、スミスの著述に従ってみることにしよう。スミスは「道徳感情論」の中で、「人類及び爾余一切の理性的創造物の幸福は、自然の創造者がそれらを存在せしめたときに、自然の創造者によって意図された本来の目的であったように思われる」^⑪とのべているが、これによって理解されるように、利己的人間が自己目的としている富の追求は、「公平な傍観者」の同感によって徳性を成立せしめたのであるが、究極的には「神の計画」に基いたものといいうるのである。スミスはこのことを「時計づくり」にたとえて「道徳感情論」でつぎのように説明している。「時計の歯車は、みなよく時を示すというその目的のために巧妙に調整されている。それらの歯車のさまざまな運動は、この結果を生ぜしめんがために、微妙に協力しているのである。しかしながら、もしも歯車にその結果に対する欲求と意志とが賦与せられているとするならば、われわれはかくの如き欲求と意志とを歯車には帰せしめず時計造りに帰するのである」^⑫。むろん、ここでの「時計づくり」とは「自然の創造者」である理神論的な神である。こうしたスミスの考え方は、「国富論」においては、商業資本家がその資本を投下する場合について、「いうまでもなく、これにより、かれは公益をすすめよう

と意図するわけではなく、またなにほど、それに当っているかを知っているわけでもない。かれが外国産業を支持せずして国内のそれを選ぶのは、もっぱら、かれ自身の安全を期するからであり、かれがその産業を、その生産物が最大の価値を実現するようにと導くことは、もっぱらかれ自身の利得を大ならしめんとするものである。かくすることによって、かれは他の場合にもそうであるように『見えざる手』に導かれて、かれの思い設けない目的を達するに役立つのである。……けだし、かれ自身の利益を追求することにより、かれが真に社会の利益の増進を意図する場合に比して、それをより有効に増進することが多いからである。」^⑩として示されている。「道徳感情論」「國富論」を一貫して、スミスのいわんとするところは、利己的な行為は「見えざる手」に導かれて思いもかけぬ社会的利益をもらした、社会的な福祉と一致するが、それは行為者個人にとっては、まったくあざかり知らぬできごとであるという点にある。また、法的思想のところでふれたように、方法論的には、あくまでも「作用原因」としての「利己的人間=個人」の行為が、その基点となるものであり、「目的原因」である社会的福祉のために、個人の行為を束縛してしまうことは、利益そのものをもたらす基盤を失うということなのであった。このことからわかるように、重商主義時代における政策は、その経済的世界において、法的世界における「正義の原則」を「国家理性」「社会効用」といった立場から拡大して適用したものであって、「経済人」の自由な活動を妨たげ、真実の富の増大を阻止していたのである。これに対してスミスの理神論的「見えざる手」の形而上学は、こうした不当な法的規制から「経済人」を解放し、私益即公益、予定調和の楽觀、自然的自由の制度、自由放任の主張を含んで、真実の富の増大のために、もっとも基本的な条件となるものであり、スミスの経済的思想そのものにとっても、また、それを方法論的に解明する上にも、もっとも中心的な要件であったのである。

註

- ① 内田、p. 11.
- ② 同 p. 12.
- ③ 「國富論」大内兵衛訳、岩波文庫、二分冊、p. 172.
- ④ 同、一分冊、p. 323.
- ⑤ 同、一分冊、p. 325.
- ⑥ 大道安次郎「スミス経済学の系譜」 p. 193.
- ⑦ 「國富論」大内訳、一分冊、 p. 38.
- ⑧ ⑨ 同
- ⑩ 大道、 p. 192.
- ⑪ ⑫ 同、 p. 292.
- ⑬ 大内訳、一分冊、 p. 15.
- ⑭ 同、 p. 20.

- ⑯ 同、三分冊、p. 125～126.
- ⑰ ⑯ M. S., p. 86～87.
- ⑱ 大内訳、一分冊、p. 470～471. この引用文での「第三階級」とは、スミスが社会には三つの基本的階級があるとのべ、第一の階級は土地所有者、第二の階級は賃銀所得者、第三の階級は雇主と説明する意味で用いられている。
- ⑲ 三分冊、p. 431.
- ⑳ 藤塚知義「アダム・スミス革命」p. 11.
- ㉑ 高島善哉「アダム・スミスの市民社会体系」p. 56～58.
- ㉒ 同、p. 59～60.
- ㉓ 同、p. 61～62.
- ㉔ M. S., p. 235.
- ㉕ 同、p. 126.
- ㉖ 大内訳、三分冊、p. 51～52.

第五節 総括

道徳的世界、法的世界、経済的世界という三つの世界をもつスミスの思想は、以上の一べてきたように、道徳的思想を基盤として、法的思想をへて、経済的思想に至るものであった。そしてさらに、歴史的要求に即応した経済的思想は自律化への途をたどり、ふたたび道徳的思想をも規定する立場にたつのである。私は以下、まず第四節をふり返りながらスミスの経済的思想における方法論とはなにかをみ、その中で、さきに第二節、第三節においてのべた道徳的、法的思想におけるそれとの関連をふりかえることによって、スミスの思想体系をまとめてみたいと思う。

私は、第四節を七項に分けてのべてきたが、それは、結局「経済人」をその基礎として、社会はいかに構成されているのか、「経済人」の幸福は、社会の福祉＝利益といかなる関係にあるのかということを考察することによって、スミスに現われた経済的思想が、いかに客観的法則をもつ形而上学であり得たかをみてきたということができる。（もちろんこの形而上学は、それ自体、歴史的発展法則をふまえたものであり、そこにみられる矛盾はスミスの思想如何にかかわらず、価値論上の誤りによって、ばくろされることになるのである。）そして、スミス思想そのものの根底には、さきにのべたような理神論が前提とされているのであり、これを前提として、スミスは近代自然法的把握を、人間とその社会に対して行なっているのであるが、それが、道徳的、法的、経済的世界を自然的社会としてとらえしめ、そうして把握された論理的体系の中で方法論は形成せられてきたといえるのである。私は、ここでスミスにおける「歴史＝社会体制認識の基礎科学として、どの程度に科学的有効性をになっていたか」という内田教授の問題意識を、スミスのその基礎科学は、今までのべてきた理神論的自然法的把握に由

来するのであるから、この意味で、重商主義を批判する理論的根拠たるスミス経済思想に基いて考えてみようと思う。つまり、スミスは、自然法的に把握された方法論を重商主義批判の理論的根拠としているのであるが、スミスの方法論そのものは、「見えざる手」という形而上学＝理神論の基礎として自然法的に把握されたものであって、そうして把握されたスミスの経済思想が当時の歴史＝社会体制認識の基礎科学をなしていたのである。このスミスの経済的思想が、客観化され、形而上学的性格をもちえたのは、それが、歴史的、必然的要求に即応したからであり、内田教授の「その学説が当時のブルジョアジーにとって、かれらの当面の課題たるブルジョア的社会を建設していく上で、どういう実践的意義をもち、かかるものとしていかに有効であるか」ということは、この点において考えうる事柄であって、スミスにおいて、これが重商主義批判となつたことはすでに問題のないところであろう。しかし、この重商主義批判における理論的根拠、すなわち、「国富論」の理論的部分が、スミスの理神論的世界觀に基いた自然法思想であることを考えてみると、私たちは、そこに重商主義批判そのものの限界をみることができると思う。私が第四節のはじめに当つてのべた水田教授の「社会科学の成立における自然法の役割」も、かかる意味において理解されるべきだろう。

私はスミスの思想体系を考えるとき、その方法論が、こうした思想的内容によって条件づけられていることをよく理解すべきだと思う。経済的思想は、このようなものとして、スミスによって理論的に深化され、経済史の分析に、政策批判に向けられたものである。そして、ここにおいては「経済人」が、単に営利欲一般をもつ利己的人間としてではなく、自然法的人間把握の経済的帰結として、歴史批判の結果生まれてきたものであって、「中等ならびに下層階級」「第三・四階級」「産業資本家・賃金労働者・土地所有者」「生産的階級」「重商主義批判における消費者」という内容をもつて、「上層階級」「独占的な商人・製造業者」「不生産的階級」「重商主義批判での生産者」に対した階級的利己心をさすものとしてのべられてきたことは明らかである。

そして、このような意味で、「経済人」は「自己の境遇を改善せんとする欲求」に従つて、富を自己目的として行動するのであるが、それは「見えざる手」に導かれて、「社会的富裕」を実現するのであり、そうして「予定調和」をもたらすものであった。だから、道徳的世界とか法的世界における「同感の原理」「正義の原理」も、本来、発展的結果として経済的世界の論理的裏付けをなすものとしてとらえられたのみであって、経済からの下降による独立した科学的な客観的世界として構成されてはいないし、それはまた、スミスによって残された課題でもあったのである。スミスは、経済人をして富を自己目的とするものと考え、社会的富裕（国民の利益）は、「年々の労働の生産物」である「生活の必需品、便宣品」の増大によってえられるものであるとした。個人の幸福は富によってもたらされると考えたスミスにとって、社会の福祉＝富裕は、社会を構成する個人の幸福が充たされるところに、すなわち、利己的人間が、その本能に基いて行動するところに存在するものであったといえよう。従つて、社会的

富裕は、それ自身を目的として、個々の人間の営利活動を制限して「年々の労働の生産物」の増大をはかるうとしても達成されることはできない。それは社会的利益を阻害するものであり同時に、個人の幸福をもたらさない。つまり「見えざる手」に導かれて個人の利益を追求する方が、「かれが眞に社会の利益の増進を意図する場合に比して、それをより有効に増進することが多い」のである。だから、こうしたスミスの経済的世界においては、「正義の原則」を前提として、利己的行為が「見えざる手」によって社会的利益と一致するという諸条件が充たされる限りにおいて、そこに、徳性としての利己的行為が、道徳的是認を与えられることになるわけである。

そして、このように考えるとき、この経済的思想における方法論が成立するのに、一定の条件のあることを見逃してはならない。それは、自然法に基いたスミスの経済的思想が、歴史の必然的要求、つまりその諸条件に一致するものであったということである。そして、それが、歴史の必然的要求に応え得るということは、すくなくとも、スミスが「上層階級」と対決せしめられた階級、すなわち「中等ならびに下層階級」を「経済人」としてとらえたということにあるのであって、それを基礎として、はじめてスミスがかれの思想を体系づけることが可能であったといえよう。しかしその立論の基礎とせられた「経済人」が産業資本家、賃銀労働者、土地所有者という異った要素を含むものでありながら、それらが、一括して「経済人」として把握されたところに果たして問題はないのであろうか。そして、この問題を基点として分析をすすめることが、スミス思想の歴史的実践性、有効性の限界を明示することになると私は思うのである。

なお、終りに当り、本学長谷川知一教授にいろいろと御配慮を賜ったことに対し、心から感謝の意を表したいと思います。

参考文献

- 1) アダム・スミス、国富論、大内兵衛訳。
- 2) アダム・スミス、グラスゴー大学講義、高島善哉・水田洋訳。
- 3) *The Theory of Moral Sentiments*, Bohn's Library edition, London 1907.
- 4) カール・マルクス、剩余価値学説史、長州一二訳。
- 5) 高島善哉、原典「国富論」解説。
- 6) 高島善哉、アダム・スミスの市民社会体系。
- 7) 高島善哉編、古典経済学の成立。
- 8) 大道安次郎、経済学の生成と発展。大道安次郎、経済学の経緯。
- 9) 大河内一男、スミスとリスト。
- 10) 大河内一男編、アダム・スミスの味。
- 11) 内田義彦、経済学の生誕。
- 12) 内田義彦、国富論—水田洋訳の解説。

- 13) 内田義彦他編、経済学史講座。
- 14) 水田洋、アダム・スミス研究入門。
- 15) 藤塚知義、アダム・スミス革命。
- 16) キャナン、国富論一キャナン版序文。

スミスの思想を、一つの体系として有機的に把握することを目的としたものである。スミス思想を、道徳的、法的、経済的各世界のそれぞれを対象として、そこに一貫した方法論を導きだし、さらに、それぞれの世界が発展的、有機的に形成されたものとして、どのような条件において成立するものであるかを、明らかにしたものである。

The aim of this thesis is to grasp Adam Smith's thought as a system in an organic way. For this purpose, I have studied his thought in each of moral, legal, and economic spheres, thereby inducing a coherent methodology, and have, further, clarified the conditions on which each of the spheres is established as that which was formed organically and developmentally.